

平成25年草加市議会6月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第37号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕
- 第38号議案 平成25年度草加市一般会計補正予算（第1号）
- 第39号議案 草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第40号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第41号議案 草加市子ども・子育て会議条例の制定について
- 第42号議案 草加都市計画新田西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について
- 第43号議案 草加市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第44号議案 綾瀬川左岸防災公園建設工事（第2期・その2）請負契約の締結について
- 第45号議案 調停の成立について
- 第46号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第47号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第48号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第49号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

【報告】

- 第5号報告 専決処分の報告について
- 第6号報告 専決処分の報告について
- 第7号報告 専決処分の報告について
- 第8号報告 専決処分の報告について
- 第9号報告 平成24年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第10号報告 平成24年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第11号報告 平成24年度草加市公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 第12号報告 平成24年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第13号報告 平成24年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 第14号報告 平成24年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第15号報告 平成24年度草加市立病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第16号報告 平成24事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
- 第17号報告 平成24年度財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について
- 第18号報告 平成24年度財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

【請願】

- 請願第 2号 先天性風疹症候群を予防するための緊急措置を求める請願書

議案

第37号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕

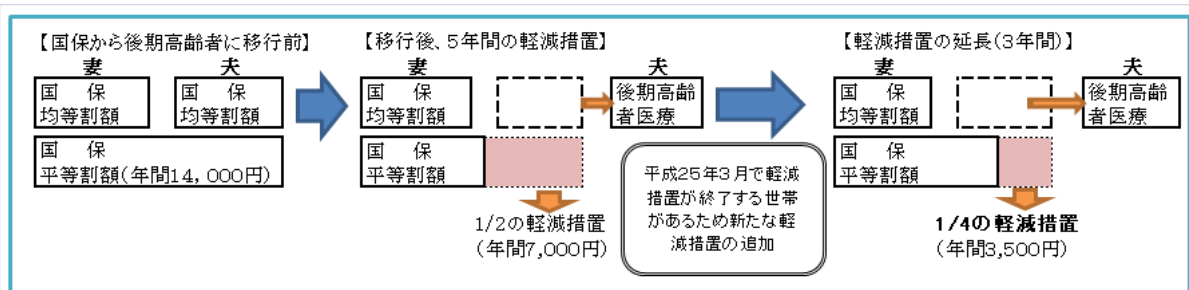
1 目的

地方税法の一部改正に伴い、平成25年3月30日に草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、議会に報告し、承認を求めるものです。

2 内容

(1) 世帯毎にかかる「平等割額（年間14,000円）」の軽減措置の延長

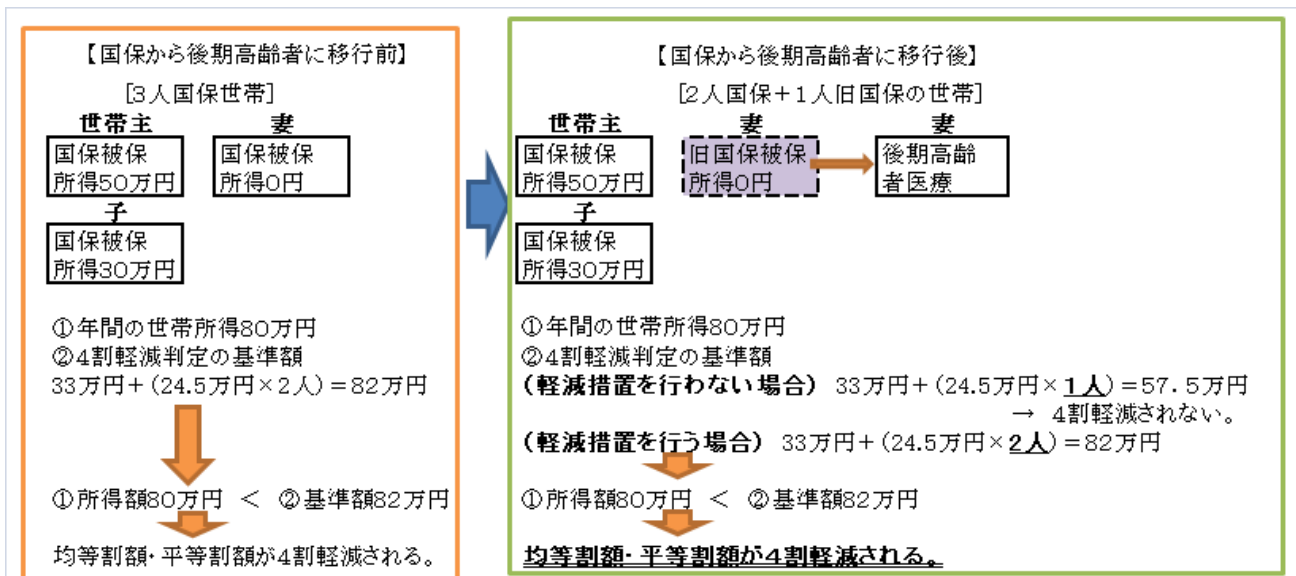
2人世帯で、1人が後期高齢者医療制度へ移行し、もう1人が国保被保険者として残った世帯（特定世帯）について、世帯毎にかかる平等割額（年間14,000円）を5年間半額（2分の1）にする措置に加え、その後、3年間は4分の1軽減とする措置を講じます。



(2) 特定同一世帯所属者を含めて軽減判定額を算定することとしている措置の恒久化

国民健康保険税の軽減判定の際に、国保から移行した後期高齢者の所得及び人数も含めて軽減所得の判定を行い、国保からの移行により世帯の国保被保険者が減少しても、従前と同様の軽減措置を受けることができることとします。

4割軽減 33万円 + (245,000円 × 世帯主以外の国保被保険者数と世帯主以外の後期高齢へ移行した旧国保被保険者数の合算数)



3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

第38号議案 平成25年度草加市一般会計補正予算（第1号）

平成25年度草加市一般会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額	67,366,000千円
歳入・歳出補正予算額	384,567千円
補正後の歳入・歳出予算額	67,750,567千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
14 県支出金	287,084	・介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金	146,000
		・施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金	52,800
		・保育所緊急整備事業費補助金	88,284
17 繰入金	97,483	・財政調整基金繰入金	97,483
合 計	384,567		

歳 出 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
2 総務費	53,341	・生活安全推進事業	2,172
		・放置自転車等対策推進事業	51,169
3 民生費	331,226	・社会福祉施設整備事業	198,800
		・民間保育推進事業	132,426
合 計	384,567		

第39号議案 草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

1 目的

専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して業務に従事させるため、一般職の職員について、任期を定めた職員の採用及び当該職員の給与の特例に関する事項を定めるものです。

2 内容

(1) 対象者

- ア 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者（特定任期付職員）
- イ 専門的な知識経験を有する者で次のいずれかに該当するもの（一般任期付職員）
 - ① 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を有するため、専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
 - ② 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
 - ③ 当該専門的な知識経験を有する者を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
 - ④ 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(2) 給与に関する特例

- ア 特定任期付採用職員の給料：月額375,000円～月額617,000円
- イ 特定任期付採用職員は、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、勤勉手当等の手当については支給しません。
【地域手当、通勤手当、期末手当（支給率：6月期100分の140 12月期100分の155）等については支給します。】
- ウ 特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には「特定任期付職員業績手当」を支給します。

3 施行期日

平成25年7月1日から施行します。

第40号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

1 目的

財団法人草加市文化協会が公益財団法人へ移行したことに伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(条文中) 財団法人草加市文化協会 → 公益財団法人草加市文化協会

3 施行期日

公布の日から施行します。

第41号議案 草加市子ども・子育て会議条例の制定について

1 目的

子ども及び保護者に対する「子ども・子育て支援給付」等の支援についての調査審議を行い、計画を策定することにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境の整備に寄与するため、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、草加市子ども・子育て会議を設置します。

2 内容

(1) 所掌事務

子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する次の事項について処理します。

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- ・ 草加市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。
- ・ 草加市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び当該施策の実施状況。

(2) 組織

委員17人以内をもって組織し、会長及び副会長については互選とします。

ア 児童福祉及び教育について学識経験を有する者

イ 児童福祉及び教育に関する事業に従事する者

ウ 地域市民団体等の代表者等

エ 子どもの保護者

オ 市民の代表者

(3) 任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとします。

3 施行期日

平成25年7月1日から施行します。

第42号議案 草加都市計画新田西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

1 目的

権利者の負担を軽減し、円滑な清算事務の推進を図るため、清算金の分割徴収について利子の利率を改定し、分割期限及び分割回数の特例を定めるとともに、清算金に係る督促手数料を廃止するものです。

2 内容

(1) 分割徴収すべき期限の延長及び分割回数の増加

徴収すべき金額	分割徴収する期限	分割の回数
3万円以上 6万円未満	6月以内	2回
6万円以上12万円未満	1年以内	3回以内
12万円以上18万円未満	1年6月以内	4回以内
18万円以上24万円未満	2年以内	5回以内
24万円以上30万円未満	2年6月以内	6回以内
30万円以上36万円未満	3年以内	7回以内
36万円以上42万円未満	3年6月以内	8回以内
42万円以上48万円未満	4年以内	9回以内
48万円以上54万円未満	4年6月以内	10回以内
54万円以上	5年以内	11回以内

それぞれ2倍まで延長(増加)可能

(2) 分割徴収利子の利率の改定

年6% → 換地処分公告の日の翌日における次の条件の普通地方長期資金の貸付利率【平成25年4月10日現在：年0.4%】

- ・償還方法：元金均等半年賦償還
- ・償還期間：9年超10年以内
- ・据置期間：なし
- ・金利方式：固定金利方式

(3) 督促手数料の廃止

1件1回50円 → 廃止

3 施行期日

公布の日から施行します。

第43号議案 草加市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

消防法施行令の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

引用条文の移動

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。

第44号議案 綾瀬川左岸防災公園建設工事（第2期・その2）請負契約の締結について

1 目的

綾瀬川左岸防災公園を景観資源を活かした魅力ある地域の拠点及び災害時における一次避難地として整備するに当たり、その請負契約を締結しようとするものです。

2 契約方法：随意契約

3 契約の金額：412,650,000円

4 契約の相手方：埼玉ランド・北谷特定建設工事共同企業体

代表構成員 埼玉県草加市西町340番地

埼玉ランドスケープ株式会社

代表取締役 平田 孝司

構成員 埼玉県草加市北谷三丁目37番6号

有限会社北谷造園

代表取締役 八木下 力

5 工事概要等

(1) 工事面積

綾瀬川左岸防災公園約4.1haのうち約1.2ha

(2) 工事概要

敷地造成工1式、植栽工1式、給水設備工1式、雨水排水設備工1式、汚水排水設備工1式、園路広場整備工1式、修景施設整備工1式、遊戯施設整備工1式等

6 工期：本契約締結の日から平成26年3月28日まで

7 入札：公告年月日 平成25年4月25日

入札日時：平成25年5月17日 午前11時

第45号議案 調停の成立について

1 目的

申立人が、平成24年12月25日越谷簡易裁判所に調停を申し立て、裁判所の調停により調停成立の見込みがついたものです。

2 事件の要旨

平成14年度に仮換地指定に基づき申立人の敷地の西側の境界の一部が西へ移動することから、申立人と申立人の敷地の西側に敷地を有する権利者（以下「西側権利者」という。）の共有であるブロック塀の物件移転に係る補償交渉を申立人と行った。

申立人との補償交渉は、西側権利者の建物と出窓が申立人の敷地に接近することから難航したが、交渉を重ね物件移転補償金額等について了承を得て、契約締結前に移転工事は完了した。

しかし、物件移転契約締結時、申立人から物件移転補償とは関係のない西側建物の接近に関する疑義事項について条件を付与され返送されたことから契約の締結を断った。

物件移転補償金の支払いについては、平成22年7月から申立人と協議を継続に行ったが協議が不調となったため、申立人は平成24年12月25日に補償金（16万3233円）の支払いを求める調停の申立てを行った。

その後、越谷簡易裁判所において調停を進める中で、調停委員から調停案の提案が行われ、その提案に基づき平成25年3月21日同裁判所において当事者間の合意が形成された。

3 調停の要旨

- (1) 草加市長は、申立人に対し、本件解決金として、金16万3233円の支払義務があることを認める。
- (2) 草加市長は、申立人に対し、前号の金員を申立人指定の口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (4) 当事者双方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は、各自の負担とする。

第46号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

新たに資産税課長の職にある伊草政弘を固定資産評価員に選任したく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第47号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員柳重雄氏は、平成25年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第48号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員菅沼博文氏は、平成25年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第49号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

平成25年6月30日をもって任期満了となる不当要求行為等・公益通報委員会委員の後任として、新たに不当要求行為等・公益通報委員会委員に大木健司氏を委嘱したいので、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報 告

第 5 号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成25年2月14日午後3時10分頃、草加市瀬崎二丁目の店舗において、公共下水道汚水取付管が閉塞したため、店舗内の排水口から汚水があふれ、商品を汚損したものです。

2 損害賠償の額

711,092円

3 専決処分日

平成25年4月30日

第 6 号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成24年10月17日午後5時20分頃、長寿・介護福祉課の職員が公務のため公用車で市道1012号線を走行中、草加市青柳五丁目13番3号地先の交差点を左折しようとした際、対向してきた自転車と接触し、同自転車の運転者を負傷させたものです。

2 損害賠償の額

367,210円

3 専決処分日

平成25年5月7日

第 7 号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成24年5月6日午後2時30分頃、草加市旭町四丁目125番2外の新田高架下公園において、遊具のロープウェイの吊るしロープをつかんだ際、ロープの結び目がほどけたため落下し、遊具の使用者が負傷したものです。

2 損害賠償の額

150,000円

3 専決処分日

平成25年5月13日

第 8 号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成25年2月24日午前11時45分頃、草加市稲荷五丁目14番24号の工業団地公園野球場において、ネットフェンスが強風によりあおられ、ネットフェンス付近に駐車していた普通乗用車に接触したため、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

446,329円

3 専決処分日

平成25年5月13日

第 9 号報告	平成 2 4 年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について
第 1 0 号報告	平成 2 4 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 1 1 号報告	平成 2 4 年度草加市公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
第 1 2 号報告	平成 2 4 年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 1 3 号報告	平成 2 4 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 1 4 号報告	平成 2 4 年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
第 1 5 号報告	平成 2 4 年度草加市立病院事業会計予算繰越計算書の報告について
第 1 6 号報告	平成 2 4 事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
第 1 7 号報告	平成 2 4 年度財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について
第 1 8 号報告	平成 2 4 年度財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について